

## 第2期茨城県石岡・かすみがうら地域基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### (1) 促進区域

設定する区域は、令和5年9月における茨城県石岡市・かすみがうら市の行政区域とする。概ねの面積は3万7千2百ヘクタール程度である。

本区域は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国定公園である水郷筑波国定公園の一部区域及び県立自然公園である吾国愛宕公園の一部区域を有し、かつ、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域を含むため（下図参照）、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本区域には存在しない。

#### (環境保全のために配慮を行う地域)



(2) 地域の特徴(地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等)

本区域は、茨城県の南部に位置し、筑波山系と我が国第2位の湖面積を誇る霞ヶ浦に挟まれ、地域の西側をつくば市ほか2市に接し、東側を笠間市ほか1市に接している。北西部の山々からなだらかな丘陵地が広がり、北部から東南へ流れる恋瀬川は霞ヶ浦湖岸へと流れる。

首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、筑波研究学園都市へ約10kmの距離に位置し、幹線交通網としてJR常磐線、常磐自動車道千代田石岡インターチェンジや石岡小美玉スマートインターチェンジ、国道6号、国道354号・355号を有するなど、立地条件に恵まれている。さらに、平成22年には市から約10kmの小美玉市内に茨城空港(百里飛行場)が開港し、令和5年現在、国内4都市(札幌、神戸、福岡、那覇)・海外3都市(上海、西安、台北)へ定期便が就航している。また、平成29年2月には圏央道(首都圏中央連絡自動車道)の県内区間全線が開通し、成田国際空港から茨城県南地域を経由して首都圏・北関東各県を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、本区域と国内各地・海外との交通利便性を向上させるインフラ整備も進展している。そのような、地域の特性を生かした物流関連産業やものづくり企業群、これらを支える関連業種の集積といった産業構造の特徴が見られる。

また、本区域では豊かな自然の恵みを生かし、第一次産業である農業や漁業が盛んに行われている。水稻、大豆、麦をはじめとする各種農産物の生産のほか、特に八郷地区・千代田地区では、柿、梨、栗をはじめとする果樹栽培が盛んで、フルーツ狩りを楽しめる「果樹観光地」として県外からの観光客も多く訪れる。また、南東部の霞ヶ浦沿岸で栽培されたレンコンや、伝統的な加工技術によるワカサギやシラウオ等の水産加工品は、「霞ヶ浦ブランド」として全国に知られている。

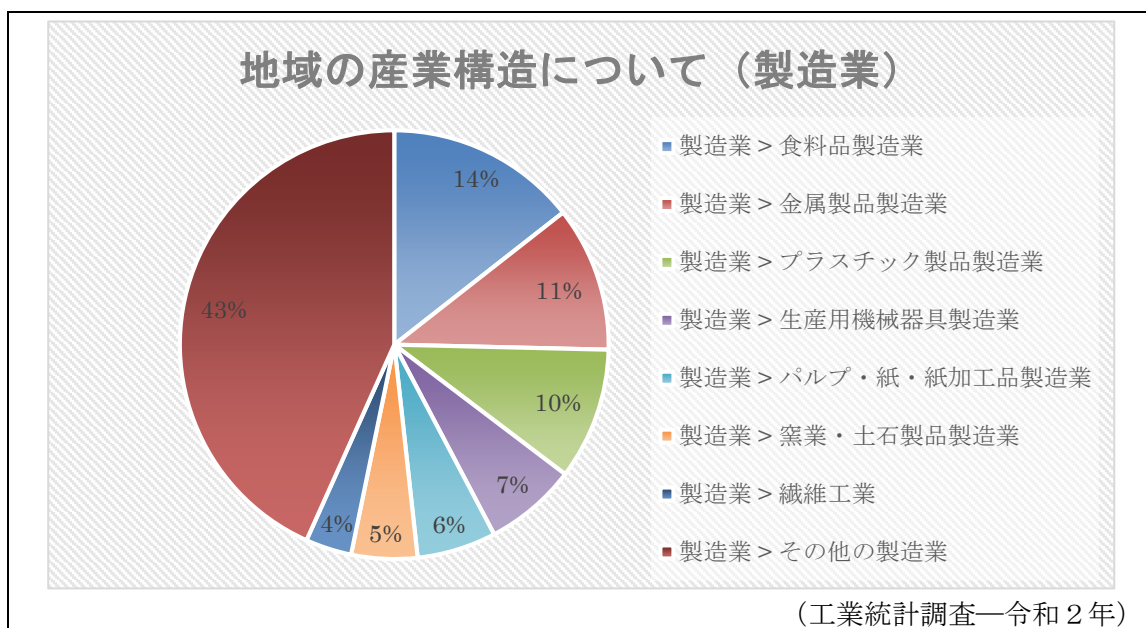
畜産業は養豚、養鶏、酪農が盛んに営まれ、県内でも有数の産地であるほか、県の試験研究機関である茨城県畜産センターが立地しているため、試験研究機関と連携した新技術の導入に取り組みやすい環境にある。

廃校をはじめとする点在する遊休資産等を有効活用することで、地域の特性を生かした農水産品の活用や観光を始めとした地域に根差した取り組みも行うことができる。

さらに、水産物加工業や醸造業(清酒製造業・味噌製造業)などの地場産業に加えて、昭和30年代後半から数箇所の工業団地が造成され、企業進出が盛んに行われてきている。現在では多様な製造業が進出立地しており、その製造品出荷額は高い伸び率を示す。

本区域においては、一時は企業による生産活動のグローバル化や、リーマン・ショック、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、企業活動の停滞が見られたが、その後は順調に回復し、事業所数は減少したものの、各事業所の出荷額等は堅調な推移を示している。第2次産業の中心は製造業であり、金属・非鉄金属製品、食料品、プラスチック製品、窯業・土石製品などが、製造品出荷額の上位を占める。

本区域においては、構成する2市が2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、エネルギーの地産地消や省エネルギー化、資源循環型社会の推進に資する環境施策に関する協定を周辺自治体、一部事務組合、民間企業と複数締結している。



## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### （1）目指すべき地域の将来像の概略

本地域は、雇用者数の約3割、売上高の約5割、付加価値額の約4割が製造業となっており、第2次産業を中心とした産業構造が形成されている。（経済センサス活動調査—令和3年）

工業団地内を中心として金属製品や自動車・機械部品等の産業が集積しているほか、地域の豊かな農水産物を活かし、伝統的技法により生産される味噌や水産加工品などの食料品製造業や、これらに関連するパッケージ・紙加工製造など生活関連産業の集積が見られ、また、これら製造業の物流を担う物流関連産業が立地している。

こうした産業集積に向けた取組に併せ、交通インフラの整備された本地域のアクセスの高さを活かし、物流関連産業等の新たな参入に向け様々な支援を展開していく。また、製造業における質の高い雇用の創出が、製造業に次ぐ、域内の雇用者数の約2割を占める卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業に高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて、地域内で好循環する状況を目指す。

### （2）経済的効果の目標

#### 【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	5,486 百万円	6,458 百万円	17.7%

（算定根拠）

平成29年12月22日付けで同意を受けた基本計画に基づき承認された地域経済牽引事業計画件について、事業最終年度（事業完了していない計画については最新年度）の付加価値創出額の合計額を現状値（5,486百万円）とする。

1件あたり平均 95 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 8 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.28 倍の波及効果を与え、促進区域で約 972 百万円の付加価値を創出することを目指す。

また、その他の事業評価指標（K P I）としては、地域経済牽引事業の創出件数及び関連業種における雇用者数を設定する。

（経済センサス活動調査—令和 3 年、茨城県県民経済計算—令和 2 年度、茨城県産業連関表—平成 27 年度）

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の創出件数	15 件	23 件	53.3%
地域経済牽引事業による雇用創出数	123 人	189 人	53.7%

（算定根拠）

地域経済牽引事業の創出件数は上記「経済効果の目標」における設定のとおり。地域経済牽引事業による雇用創出数は、「経済効果の目標」とする付加価値増加額を、現状の関連業種における付加価値額で除した増加率を雇用者数の増加率に設定し、現状の関連業種における雇用者数に乗じて算定。

（経済センサス活動調査—令和 3 年）

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

#### （1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

#### （2）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 5,917 万円（茨城県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサス活動調査—令和 3 年）を上回ること。

#### （3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内における地域経済牽引事業に係る事業者において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 4.9%以上増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 4.9%以上増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 6.5%以上もしくは 3 名以上増加すること
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 10.9%以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

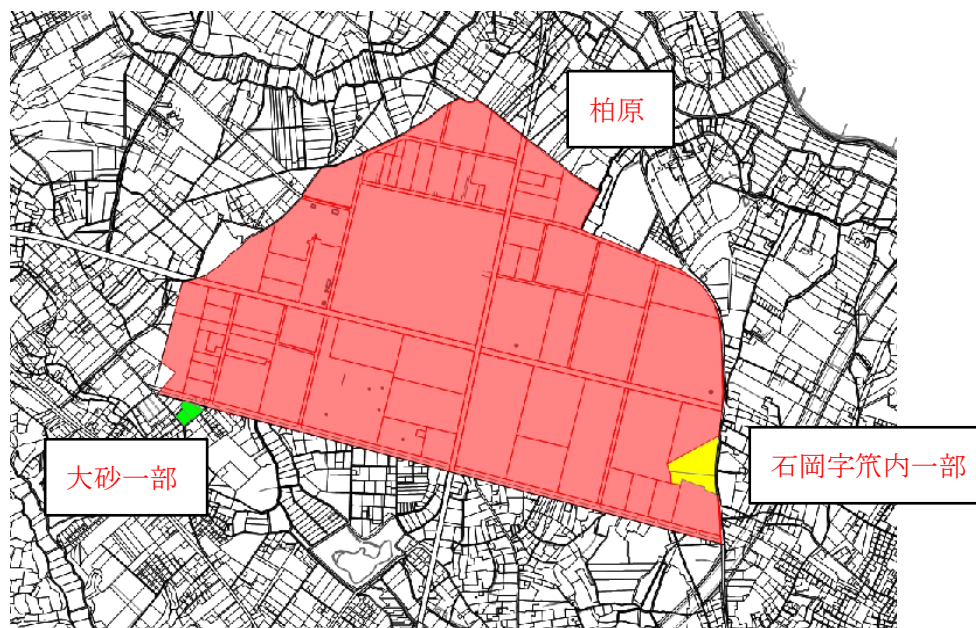
(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の区域とする。ただし、環境保全上重要な地域については含まない。

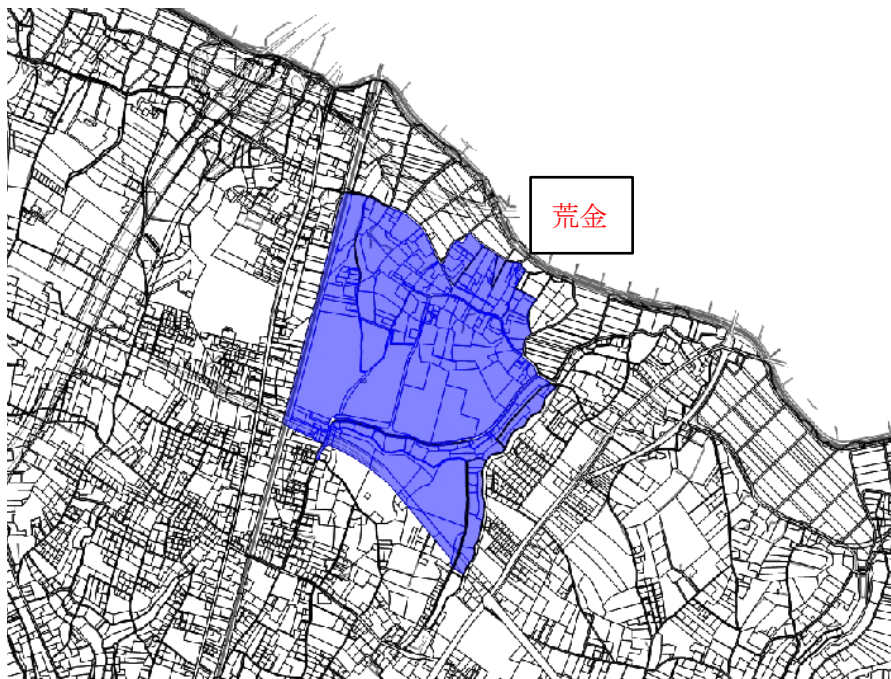
【重点促進区域1：地図上の位置①②】（遊休地含まず）

石岡市 石岡字箕内一部・大砂一部・柏原・荒金

①



②



(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 830 ヘクタール程度である。

本区域は市の中央部に位置し、J R 常磐線石岡駅から約 3.5 km、常磐自動車道千代田石岡 I C から約 6 km、石岡小美玉スマート I C から約 2 km に位置する交通アクセスの優れた地域として、柏原工業団地、荒金地区内に 46 社の製造業や関連企業が集積した工業拠点である。

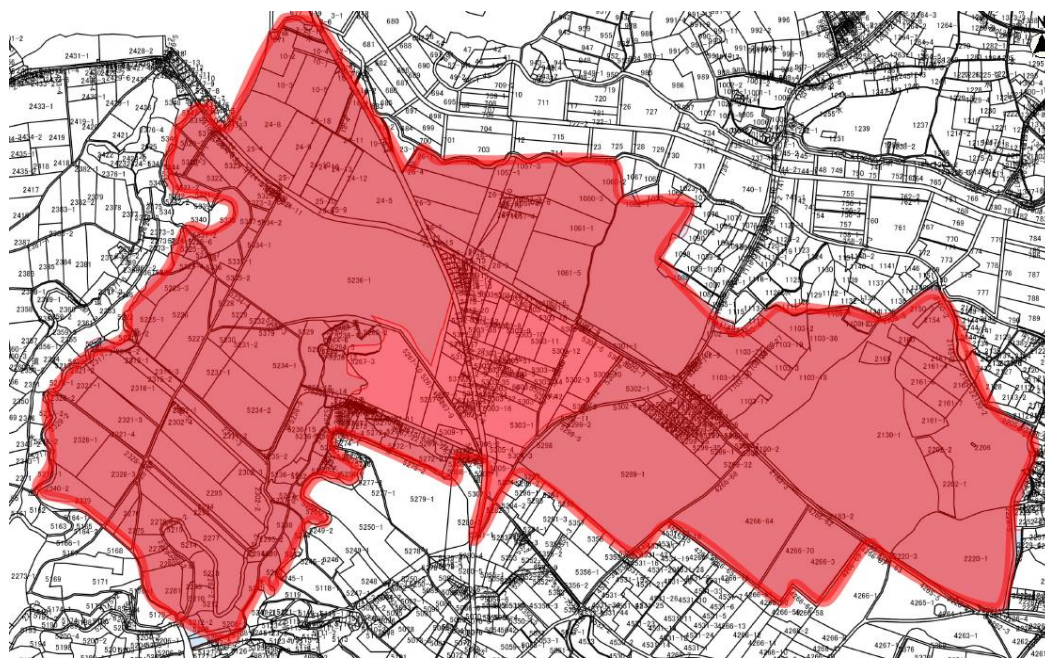
以上のことから、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。なお、農用地区域には該当せず、当該重点促進地域の大砂地区 0.4 ヘクタール程度、荒金地区 3 ヘクタール程度が市街化調整区域に該当している。また、今後、令和 5 年度に実施した調査等で工業用地の適地とされた近隣地についても同様に優先的に活用していくこととする。

(関連計画における記載等)

石岡市都市計画マスタープランにおける記載は、柏原工業団地や荒金地区を含めた石岡小美玉スマートインターチェンジ周辺等を産業拠点として位置付けており、そのポテンシャルの高さから工業系の土地利用を進めることとしている。また、工業団地内に新たな企業を受け入れる土地も十分ではないことから、市街地の居住環境の維持・向上や自然環境との調和を図りながら周辺未利用地の活用についても検討し、工業団地等を活かした産業のまちづくりを進めることとしている。さらに、雇用創出の観点から、社会経済情勢などを勘案しつつ新たな工業系市街地の拡大を検討していくこととしている。

【重点促進区域 2 : 地図上の位置③】

かすみがうら市 加茂一部・戸崎一部・深谷一部



(概況及び公共施設等の整備状況)

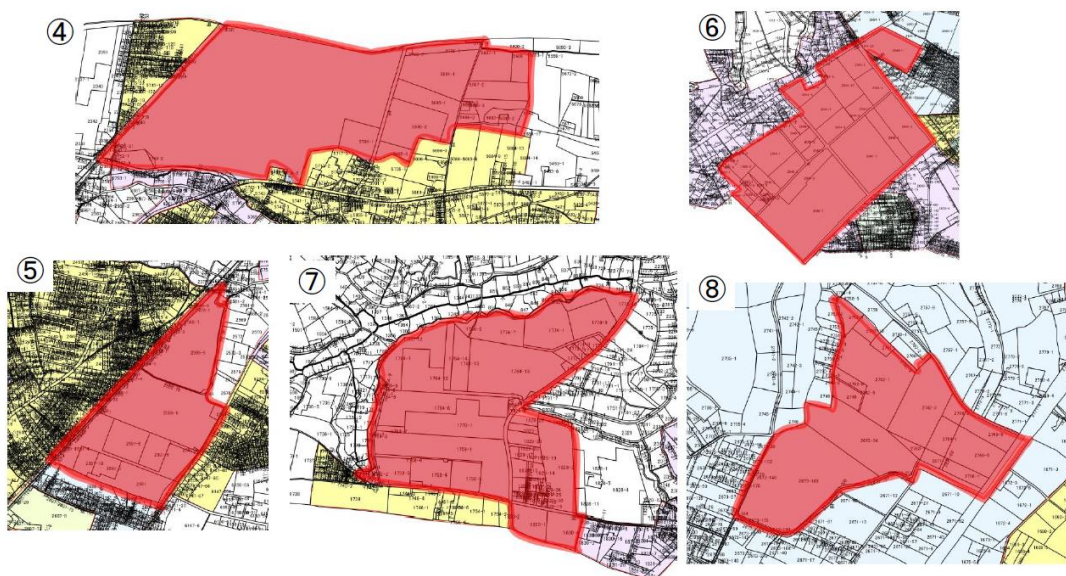
概ねの面積は1,572ヘクタール程度である。

本区域は市の東側に位置し、北側を国道354号が走り、JR常磐線神立駅から約4kmに位置する交通アクセスの優れた地域として加茂工業団地内に約20社の製造業や関連企業が集積した工業拠点である。

以上のことから、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。なお、農用地区域及び市街化調整区域は含まない区域となる。また、団地内にある遊休地を優先的に活用していくこととする。

**【重点促進区域3：地図上の位置④⑤⑥⑦⑧】**

かすみがうら市 上稲吉一部・下稲吉一部・宍倉一部



(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は2,513ヘクタール程度である。

本区域は市の中央部に位置し、国道6号やJR常磐線が縦断しているほか、常磐自動車道千代田石岡ICから約6kmに位置する交通アクセスの優れた地域として、土浦・千代田工業団地、向原工業団地、逆西工業団地、西山工業団地、天神工業団地内に約45社の製造業や関連企業が集積した工業拠点である。

以上のことから、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。なお、農用地区域及び市街化調整区域は含まない区域となる。また、この区域に遊休地は存在しない。

**【重点促進区域4：地図上の位置a b c d e f】(遊休地含む)**

かすみがうら市 加茂一部・宍倉一部・西野寺一部・上稲吉一部  
上佐谷一部・稲吉南一部



(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 13.5 ヘクタール程度である。

本区域は図 f が市街化区域、それ以外の図 a～e の大部分は市街化調整区域に該当する。一方、各区域については、中央部に位置し、国道 6 号や 354 号に隣接する場所に位置している。加えて、流通を結節する機能を有する常磐自動車道千代田石岡 IC や土浦北 IC の近傍にあるということもあり交通アクセスも優れている。加えて、公共交通機関のハブともなる J R 常磐線神立駅を最寄り駅とした場所となっている。

一方で、本区域は市内において点在する遊休資産となっている公有財産（普通財産）であり、積極的な有効活用を検討する必要がある。

以上のことから、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、当該重点促進区域は、農業振興地域内の農用地区域を含んでおらず、観光的交流人口の流入窓口及び農林水産物等の生産地との一体的な活用する観点を含めると調達・サービス・製造・流通といった一気通貫した体制構築及び雇用創出及び確保の観点からも、優先的に活用検討していくこととする。

(重点促進区域 2、3、4 における関連計画における記載等)

かすみがうら市都市計画マスタープランにおける記載は、市街化区域内工業団地においては、基本的には市の産業活動を支える工業地の形成エリアとして位置付けており、今後も操業環境の向上に努めることとしている。また、特に加茂地区、常磐自動車道千代田石岡 IC 周辺を新産業導入拠点としており、霞ヶ浦田園都市ゾーンと千代田田園都市ゾーンのなかでも、立地条件や土地資源に恵まれているエリアとして、かすみがうら市内の産業の活性化を先導的に図る地域と位置付け、土地需要を見極めながら地区計画を活用するな



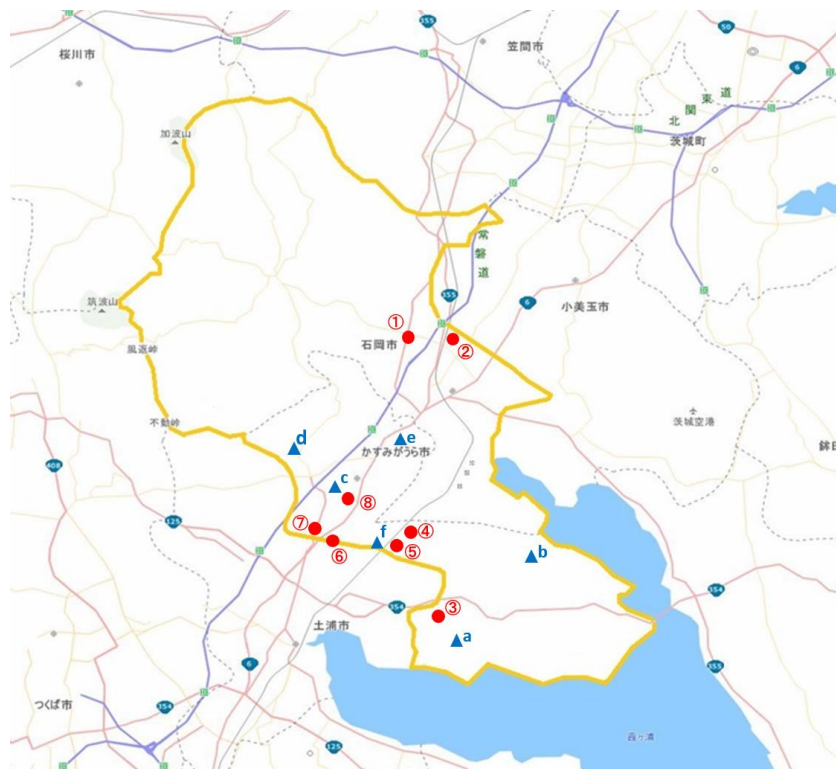
どして企業等の誘致を推進することとしている。

また、向原工業団地周辺については、主要アクセス道路の整備促進などによる生産環境の向上を図り、生産環境の向上や未利用地への誘致に努め、活力ある商工業基盤の整備・充実を進めることが必要としている。さらに優良企業の誘致を積極的に図るとともに、雇用創出の観点から、社会経済情勢などを勘案しつつ新たな工業系市街地の拡大を検討していくこととしている。

かすみがうら市農業振興地域整備計画における記載は、本市は幹線交通網に恵まれた立地条件にあるため、市街化区域はもとより農業振興地域内からも労働力が流動化する傾向にあるとしている。したがって、農業従事者の生活向上のため、生産性の高い農業経営を実現し生産力の維持向上を図るとともに、あわせて兼業農家の恒常的雇用の確保に努め、安定的就業の促進を図るため、市内各企業等とも十分に調整をとり、農業従事者の安定的な従業の確保に努めるとともに、企業の誘致や地場産業の振興を促進し、働く意欲のある様々な人の就業機会の拡大に努め、雇用の安定を図ることとしている。

また、かすみがうら市公共施設等マネジメント計画第Ⅰ期実行計画における記載として、旧学校施設は、小中学校適正規模化実施計画を踏まえ、公的な利用を最優先としている一方、適当な利用方法がない場合には売却や貸付を進めることとされている。積極的な民間活用事業者を公募するほか、公募状況に応じ、建物等を解体した後の土地を有効活用し、企業の誘致や地場産業の振興を促進していく。

(地図)



## (2) 重点促進区域1、2、3、4を設定した理由

本区域周辺は、JR常磐線神立駅等公共交通に隣接するエリアに加え、常磐自動車道、北関東自動車道、東関東自動車道水戸線及び首都圏中央連絡自動車道の4本の高速道路に囲まれた交通アクセスの優れた地域であり、国道6号、国道354号、国道355号をはじめとする国道、県道等が接続することで、広域及び域内の交通ネットワークが構築されている。また、石岡市北部に隣接する笠間市を貫く北関東自動車道は、東北自動車道、関越自動車道と接続され、国際コンテナ港湾である茨城港（常陸那珂港区）と北関東3県の主要都市が結ばれている。さらに、常磐自動車道の千代田石岡IC・土浦北IC、石岡小美玉スマートICに近くアクセスが良い、また、北部エリアの朝日トンネル、国道355号石岡岩間バイパス、平成23年に国道354号土浦バイパス、県道土浦新治線、平成24年に県道石岡つくば線バイパスが整備されていることから、首都圏のほか研究学園都市であるつくば市をはじめとした都市へのアクセスも良好であるほか、令和7年度には上曽トンネルも供用開始予定で、県西・県南地域と太平洋沿岸の港湾や茨城空港などとの相互アクセスを向上させ、県内の物流と観光の基軸路線になることが期待される。

以上のとおり、本区域は他地域と比較しても交通インフラについては高いポテンシャルを有している。

本区域の全ての企業立地重点促進区域における既存の工業団地内については、金属製品や自動車・産業機械等における関連部品、食料品等産業の一定の集積が進んでおり、成長ものづくり産業等の事業拡大が考えられる。加えて、全国有数の生産量を誇る農水産品が多種多様に生産されている区域でもあることから、これらを活用した6次産業化・農商工連携、地域商社関連事業等の事業拡大に向け重点的に支援を投入すべき区域である。併せて地域内の工業団地や近接地等には運送業・倉庫業等の運輸関連業が立地し、配送・梱包業務等を担っている。これら業種についても、首都圏等へのアクセスの高さを生かし、ものづくり産業や6次化産業等と連動して更なる発展が見込まれる区域である。

本区域は立地に適したエリアとして、高度成長期より企業集積が進み発展してきた反面、新たな用地の確保が困難な状況となっている。そのため、工場周辺生活環境を保持することを前提に、工場立地法で定める緑地を含め、より効率的な工場用地の利用・確保を図る必要がある、その方策として、工場立地法の特例を措置することも必要となっている。

新たに設定する区域については、市内において点在する遊休資産となっている公有財産（普通財産）を含む区域となる。当該区域については、各地域において交通アクセスの優れた地域に位置し、中心部にある集積した区域として活用できると考えられる。

新たな用地確保が困難となっている一方で、積極的な利活用の検討を進め、土地の有効活用及び積極的な企業誘致、ものづくり産業等の事業拡大を促進が見込まれる。

既立地企業や新たに進出する企業の効率的な用地確保を可能とし、新たな設備投資や生産規模の拡大を促すことで、地域経済の活性化が図られるよう、当地域内に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域を設定する。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域の設定  
別紙一覧表のとおり

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた  
地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①建設機械、通信ケーブル・黄銅線、医療機器、プラスチック製品、窯業・土石製品関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②柿、梨や栗、米・大豆、麦、レンコン、ワカサギやシラウオ等の農水産品を活用した6次産業化、農商工連携、地域商社等の食料品関連分野
- ③製造業・物流産業を支えるパッケージ、梱包材等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ④常磐自動車道千代田石岡 I C・石岡小美玉スマート I C等の交通・物流インフラを活用した物流・流通関連分野
- ⑤廃校をはじめとする遊休資産等を活用した農水産品を活用した6次産業化・農商工連携、地域商社等の食料品関連及び観光・スポーツ・文化・まちおこし等の分野
- ⑥プラスチックの再資源化等の環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

- ①建設機械、通信ケーブル・黄銅線、プラスチック製品、窯業・土石製品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本区域において、産業用機械・金属関連産業(非鉄金属・はん用機械・金属製品・鉄鋼業)の製造品出荷額は製造業全体の47%、付加価値額では43%を占めている。茨城県全体でも企業数の約10%を占めるなど地域の主力産業となっている。具体的には日立建機(株)に代表される国内でもトップクラスで世界的に需要の高い建設機械等の産業用機械関連企業が約50社、東京製綱(株)に代表される通信ケーブルや黄銅線製造などの金属関連企業が約70社と数多く立地している。さらに、これら業種に次いで、住宅用建材など生活関連製品等を生産するプラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業がそれぞれ約30社と数多く立地しており、また、輸送用機械器具製造業では、世界最大手の自動車安全システムサプライヤーであるオートリブ(株)が、エアバックやシートベルトの開発・製造工場を立地するなど、これら業種全体での製造品出荷額、付加価値額は地域内全体的に景気に左右されず維持し続けている。(工業統計調査一令和2年・経済センサス活動調査一令和3年)

このように、当地域における既存の工業団地においては一定の企業集積が進み、さらには、既立地企業の増設による拡大、また、関連企業との合併に伴う工場規模の拡大といった案件も今後多く想定される。

以上のとおり、当地域は、産業用機械・金属関連産業等を中心に、ものづくりの基本である安定した品質と高生産性、そして常に新しい価値を見出そうとする探求

心をもった企業が数多く立地していることから、今後のさらなる成長ものづくりを推進する環境が整っている。

②柿、梨や栗、米・大豆、麦、レンコン、ワカサギやシラウオ等の特産物等を活用した農水産品を活用した6次産業化・農商工連携、地域商社等の食料品関連分野

本区域は温暖な気候や災害も比較的少ないことより、古くから第1次産業が盛んである。1年を通して栽培されるフルーツの中で、特に柿の栽培面積は102ヘクタールで県内1位、梨は栽培面積199ヘクタールと県内1位の栽培面積を誇る。また、栗に関しても633ヘクタールとなり県内の約40%近くの栽培面積を持つ。

主食用米の稲作も盛んで、2,718ヘクタールと作付面積の多い茨城県内で5%以上のシェアを占めるほか、最近では主食用米を活用した日本酒も作るなど、加工品としての開発も進んでいる。また、霞ヶ浦湖岸で生産されているレンコンの栽培面積は全国の約1割を占め、さらに、内水面湖沼別漁獲量で全国の約2割を占める霞ヶ浦のワカサギやシラウオを原料として生産している「佃煮」は、地域の伝統産業として歴史は古く、本区域が属する霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合は、水産加工業が盛んな地域として県内で最も組合員数が多い。

これら農水産物をそのまま市場出荷するだけでなく、市内において地産材料を使ったより付加価値の高い加工品製造や飲食サービスの展開を促進することで、地域経済循環を活性化すべく、市内事業者による6次産業化・農商工連携を推進している。

こうした背景から、域内・周辺地域で豊富に生産される農水産資源を活用した食料品関連産業（清酒・みそ・肉製品・水産加工品等）が多く立地している。付加価値額の割合は製造業全体の6%を占め、雇用割合では11パーセントと製造業全体で多い。さらに、地域に根ざした企業が数多く立地していることも当該産業の特徴である。茨城県は農業産出額全国3位を誇ることから、この農業に代表される第1次産業と連動した食料品関連産業は、地域経済を牽引する事業者として存在感を示している。

加えて、全国有数の生産量を誇る農水産品が多種多様に生産されていることから、これらを活用した6次産業化・農商工連携、地域商社関連事業には高い成長可能性が見込まれる。

食料品関連産業については、石岡市内に所在する県畜産センターや、近隣の笠間市に所在する県農業総合センター及びつくば市内の研究支援機関等と産学官における技術連携や情報通信技術の活用を進めることで、高付加価値製品や新しい製造技術開発が行われ、地域経済を牽引していく事業者を創出し、地域の活性化に繋げていくこと期待される。

③製造業・物流産業を支えるパッケージ、梱包材等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

上記①②のとおり、本区域内には産業用機械・金属関連産業をはじめプラスチック

製品製造業、窯業・土石製品製造業、輸送用機械器具製造業から食料品関連産業まで多種多様な製造業が立地し、また、地域内の幹線道路、高速道路インターチェンジ周辺を中心に、約 160 社の物流関連産業の集積が見られることから、これら産業群からの需要に応じ、製品パッケージの製造やパッケージ印刷、物流用梱包材や鋳工業品・農産品の運搬用袋の製造等を担う企業群が約 130 社存在し、本区域の産業構造の特徴となっている。具体的には、製品パッケージ製造に関連するパルプ・紙・紙加工品製造業や印刷関連業が約 40 社、物流用梱包材等の木製品の加工に関連する事業者が約 40 社、運搬用袋等の製造に関連する繊維工業が約 50 社立地している。

製造業や物流業の高度化に応じ、これら産業を支える関連業種においても、生産性の向上と新たな技術・製品の開発が進展していることから、成長ものづくり分野の一角を担う産業として、今後一層の事業拡大が期待される。

#### ④常磐自動車道千代田石岡 I C・石岡小美玉スマート I C等の交通・物流インフラを活用した物流・流通関連分野

ものづくりの基盤を支える交通インフラとして常磐自動車道が当地域を縦断しており、最寄りの千代田石岡 I C・石岡小美玉スマート I Cから首都圏へは 30～40 分でアクセス可能となっている。そのほか北関東自動車道、東関東自動車道水戸線及び首都圏中央連絡自動車道とつながっていることから、県内はもとより近隣の埼玉県・千葉県をはじめ北関東へ 1 時間以内で移動可能で、さらに東北地方へのアクセスも容易である。

高速道路だけではなく、鉄道・港湾・空港等交通ネットワークの整備も整っており、本区域より茨城空港は車で 30 分、鹿島港は 1 時間程度の距離である。さらに当地域を縦断する JR 常磐線は現在、東京・品川駅まで乗入れ可能で、都心からの移動も容易である。

こうした交通インフラの整備を背景に、本区域においては、幹線道路や高速道路インターチェンジ周辺に製造業の物流や卸売り等を担う物流関連産業が数多く立地しており、本区域の産業構造の特徴となっている。具体的には、物流関連事業者は本区域内に約 160 社、卸売り関連事業者は約 240 社が立地している。今後もものづくり分野の成長に伴い、これら物流・流通関連分野においてもさらなる需要の拡大と事業の成長が見込まれる。

#### ⑤廃校をはじめとする遊休資産等を活用した農水産品を活用した 6 次産業化・農商工連携、地域商社等の食料品関連及び観光・スポーツ・文化・まちおこし等の分野

学校などの公共施設は、「学びの場」等の主要な目的以外にも、地域のコミュニティ活動拠点として活用されてきたが、近年の人口減少等に伴う施設の統廃合により、活用されなくなるケースが出てきており、遊休資産となっている。

例えば、公立学校（小・中学校）については、平成 17 年度から比較し、石岡市は 3 校が、かすみがうら市は 10 校が廃校施設になり、うち 5 施設の活用方針が未確定で、未利用となっている。

全国の令和 3 年における合計特殊出生率は 1.30 で（※厚生労働省「令和 3 年人口動

態統計)あり、今後一層、年少人口減少の進行が見込まれることも鑑みると、更に廃校施設等が増加することが想定される。市民としても、遊休資産の有効活用を望んでいる。

一方で、廃校をはじめとする空き遊休資産等の利活用は、企業側には新規設備投資等の負担軽減やサテライトオフィスなど多様な働き方が可能になるといった利点があり、企業ニーズとしても、整形でまとまった土地が多い。比較的幅広の道路に面している。避難所に指定されていることもあり、災害リスクが少ない土地に立地しているといった声もある。また、遊休資産の多くは、地域に根差した施設としても地域住民に認識されており、企業が地域貢献活動を進めるにあたり地域の地場産品を活用した産業の発展や文化継承、まちおこし等へ寄与することも期待される。加えて本区域は、都心へのアクセスが良いという特徴も併せ持っている。

また、本区域において筑波山・霞ヶ浦周辺の茨城県中南部6市のエリアを「筑波山地域ジオパーク」として平成28年9月に認定されているほか、茨城県主導の日本一のサイクリング環境整備の一環において、霞ヶ浦一周と筑波山麓を結ぶ延長約180kmの「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が令和元年11月にナショナルサイクルルートに認定され、この一部区間にもなっている。サイクリスト向けサービスの充実、国内外に向けたプロモーション・情報発信力の向上等に連携して取り組んでいることから、今後はサイクリングコース全域において、インバウンドも含めた更なる利用者増が見込まれ、本区域の特性を生かした滞在型観光需要による宿泊業も含めた観光関連事業が更なる成長を遂げる可能性は高いと見込まれる。

また、筑波山系の山々が北風を遮ることで年間を通じて比較的温暖なエリアを中心に果樹栽培が盛んであり、首都圏からの行楽客を対象にした観光果樹園や直売所が数多く開業し、夏はブルーベリー、秋は梨・ぶどう・栗・柿、冬から春にかけてはイチゴと、年間を通して果物狩りを楽しむことができ第一次産業が活発な区域となる。

上記のとおり本区域内には地域の歴史と風土に根差した多種多様な観光・スポーツ・文化があり、さらには、第一次産業の資源が多く存在している。

以上のことから人口減少が見込まれ、新規の企業立地が進んでいない地域の経済活性化を図るため、廃校をはじめとする遊休資産等を活用した企業誘致に取り組み、全国有数の生産量を誇る農水産品が多種多様にあることから、これらを活用した6次産業化・農商工連携、地域商社関連事業に加え、各区域内地域に根差した観光・スポーツ・文化・まちおこし分野に関する地域経済牽引事業の促進が期待される。

#### ⑥プラスチックの再資源化等の環境・エネルギー分野

令和4年4月より施工されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、「市町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定められた。このため、各自治体はプラスチックの分別収集及び再商品化の取り組みを進めることになった。また、環境省が策定したプラスチック資源循環戦略では、戦略のマイルストーンとしてリユース・リサイクルでは、2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクルすることや、2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル

等により有効活用することを盛り込んでいる。

石岡市では、プラスチック資源の地産地商モデル形成を目指して、これまで燃やすごみとして処理していたプラスチックごみを市内企業の協力により資源として回収し、再製品化を行うことで、市内でプラスチックを循環させることを目指している。また、市内の柏原工業団地にはプラスチックの排出、収集運搬、再製品化する企業が集積しており、家庭形のプラスチックごみについても、八郷地区において過去に分別回収を実施していた背景から住民の分別意識も高く、これらの取り組みにより、地域のプラスチックの再資源化等の環境・エネルギー分野に関する地域経済牽引事業の促進が期待される。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を活かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者が事業を推進する上でのニーズを把握し、適切な事業環境の整備を図っていく必要がある。これら事業者のニーズを踏まえた事業環境の整備にあたっては、国の支援策や地区計画といった土地利用の見直しも併せて活用することで、事業コストの低減や地域が持つ比較優位性の発揮を積極的に図っていく。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①固定資産税の減税措置

地域内における企業立地や設備投資等を促進するため、一定の要件を課した上で、固定資産税の減税措置に関する条例を制定している。(実施者：市)

#### ②新たな雇用に伴う助成制度

地域内への企業立地にかかる域内からの新規雇用を促進するため、企業の立地(新增設)について、一定の要件を課した上で、事業所の新增設に伴う雇用への助成制度に関する条例を制定している。(実施者：市)

#### ③立地に伴う緑地面積率等の緩和

地域内における企業立地や設備投資等を促進するため、企業の立地(新增設)について、一定の要件を課した上で、事業所の新增設に際し緑地面積率の緩和を行う条例を制定している。(実施者：市)

#### ④地方創生関連施策

地域内の活発な立地が実施されるよう、企業の立地(新增設)を行い、一定の要件を課した上で、新增設やそれに伴う設備投資等に対する助成制度に関する条例を制定している。加えてスマートICの活用を中心とした新たな企業誘致を促進するため、地域の特性を生かした各分野の設備投資支援等による事業環境の整備や、雇用確保対策や企業活動を含め販路開拓の強化等を実施する予定。(実施者：市)

#### ⑤立地に伴う融資に関する利子補給制度

地域内の企業立地を促進するため、企業の立地(新增設)について、一定の要件を課した上で、融資に対する利子補給に関する条例を制定している。(実施者：市)

#### ⑥地域資源をいかした都市景観の整備

地域内の良好な景観を目指すうえで、一定規模の建築物、工作物の建設に関する条例を制定している。(実施者：市)

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

県は、オープンデータの公開サイトを通じ、庁内に保有するデータのオープンデータ化を進めることで、生活の利便性や行政の透明性の向上を図るとともに、民間企業等でのオープンデータの利活用による新事業の創出を促すなど、社会・経済の活性化に寄与することを目指す。

市は、市ホームページにおける「統計いしおか」「統計かすみがうら」の公表等により、市政に関連するデータの公開を進めるほか、茨城県と市町村が共同で整備を進める県域統合型 GIS（地理情報システム）「いばらきデジタルまっぷ」を通じて、市民生活に関連する各種行政情報の提供を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決については、石岡市・かすみがうら市の企業誘致担当内に相談窓口を設置し、ワンストップでの相談体制を実施するとともに、茨城県においては立地推進課が窓口となり、関係部署との調整を行う。また、事業環境整備の提案を受けた場合についても、同窓口を中心に、対応に向けて関係機関や関係部署と調整する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①事業者の成長促進等（スタートアップへの支援）

事業環境整備の一環として、地域において経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すため、「スタートアップ育成5か年計画」を踏まえ、オープンイノベーションの観点から地域内企業の技術開発の促進を積極的に展開する。

また、産学官金連携の推進により民間企業や大学等研究機関が有するノウハウや各種リソースを最大限に活用し、効率的・効果的に研究開発を推進することとし、域内外の企業・大学等との産学官金連携を積極的に展開する。

②人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

地域経済を牽引する事業者が必要とする人材の確保及び定着を目指す中で、就労支援・企業情報発信の場を提供するなど人材確保につなげるための取り組みを推進していくとともに、産業振興を促進していく。

③産業用地の確保に向けた支援（産業用地の確保支援）

茨城県において市主導の開発計画を部局横断的に支援することで、造成事業着手までの期間短縮を測り、産業用地確保を促進（未来産業基盤強化プロジェクト）する中において、地域未来投資促進法の土地利用調整制度を活用した、事業者のニーズを踏まえた産業用地の確保に向け、土地利用関係の諸計画等と整合や地区計画といった手法導入の調整を図りながら、産業集積における取組みが円滑に行われるよう取り組むこととする。

④賃上げ促進（賃上げ促進支援）

労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分をサプライチェーン全体で適切に転嫁できる環境整備等を通じ、事業者の賃上げを促進するにあたって人への分配は、「コス



ト」ではなく、未来への「投資」という観点から、賃上げに取り組む中小企業の生産性向上への取り組みにおいても、中小企業等が設備投資をした際の税制優遇といった支援をするなど関連する国の方針に注視しながら取り組んでいく。

⑤GXの促進支援（グリーントランスフォーメーションの促進支援）

カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の実情を把握し、きめ細かな事業者のGX支援を進めていくための組織及び組織横断的な体制の整備を進めていく。また、脱炭素化・省エネ化等に向けた、地域の支援機関を始め、専門的な知見を有する民間活力を積極的に活用し、GX促進のネットワーク構築を図っていく。

加えて、GX実現に向けた革新的な製品・技術開発、新事業展開への支援や事業者のGXの促進に資する人材育成の支援等に中長期的な視点をもって取り組むこととする。

⑥DX促進支援（デジタルトランスフォーメーションの促進支援）

生産性向上や新規事業展開の取り組みを展開するためDXの地域事業者のへ実装を推進していくため、デジタル化やDXの促進に資する人材育成の観点や新事業創出支援等の取り組みを進める後押しとなる情報提供に取り組んでいく。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6度	令和7年度から 令和9年度	令和10年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>			
① 固定資産税の減税措置	運用	運用	運用
② 新たな雇用に伴う助成制度	運用	運用	運用
③ 立地に伴う緑地面積率等の緩和	運用	運用	運用
④ 地方創生関連施策	現行制度の運用及び地方創生関連施策を盛り込んだ運用の検討	運用	運用
⑤ 立地に伴う融資に関する利子補給制度	運用	運用	運用
⑥ 地域資源をいかした都市景観の整備	運用	運用	運用
<b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】</b>			
① 県によるオープンデータ化の推進	運用	運用	運用

② 市によるオープンデータ化の推進	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 県相談窓口の開設	運用	運用	運用
② 市相談窓口の開設	運用	運用	運用
【その他】			
① 事業者の成長促進等（スタートアップへの支援）	・地域経済牽引事業の創出に向け必要な連携策の検討	運用	運用
② 人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）	・地域経済牽引事業者の雇用確保に向けた対応の検討	運用	運用
③ 産業用地の確保に向けた支援（産業用地の確保支援）	・地域経済牽引事業の創出に向け必要な連携策の検討	検討・運用	運用
④ 賃上げ促進（賃上げ促進支援）	・国の施策に準じた施策の検討	運用	運用
⑤ G X の促進支援	・地域の実情に応じた体制及び施策等の検討	運用	運用
⑥ D X の促進支援	・地域経済牽引事業者ニーズに向けた対応の検討	運用	運用

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域が一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、茨城県産業技術イノベーションセンターをはじめとした公設支援機関、(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構、(株) つくば研究支援センター、(株) 常陽銀行、(株) 筑波銀行など、地域に存在する様々なセクターの支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮、連携して支援の効果を最大限発揮するほか、これらの支援機関に、茨城県立地推進東京統括本部をはじめ、茨城県立地推進課、石岡・かすみがうら両市も連携することで、地域を挙げた支援体制の充実を図る。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業内容及び実施方法

①茨城県産業技術イノベーションセンター、茨城県農業総合センター

県の技術支援機関として、競争力が高く成長分野で活躍する企業の創出を目指し、「企業のイノベーション創出促進」と「開発力・提案力・スピードを持った企業の育成」にむけ、イノベーションに資する研究、ビジネス創出支援、コンサルティング、人材育成に取り組む。

②茨城県畜産センター

県の技術支援機関として、ブランド力強化を支える新品種・新技術の開発や資源循環型畜産の推進、受精卵移植等の先端技術の開発と利活用、さらに、本県畜産のブランド化や低コスト化・効率化等を支援する。

③公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構

中小企業の振興を多方面から支援するための各種支援を行う。特によろず支援拠点をはじめとする経営・技術・販路相談等において、大学や民間企業のOBなどの技術関係の専門家や経営の専門家を企業に派遣し、企業が抱える技術的、経営的課題の解決を支援する。

④株式会社つくば研究支援センター

茨城県・民間企業等の出資により設立され、産学官の交流・連携を図り、地域の活性化に寄与する機関である。県、つくば市、地域の研究機関や大学、民間企業との連携のもと、筑波研究学園都市の科学技術の集積を最大限に活かし、我が国の産業競争力の強化に不可欠な産業の新陳代謝とベンチャーの創出・育成や地域中小企業の技術力、開発力向上や販路開拓等を支援する。

⑤地方銀行（常陽銀行・筑波銀行）

地域金融機関として地域経済牽引事業の創出にあたり、資金調達や経営力強化等について、専門性を活かした支援を行う。また、地域経済の面的なバックアップを行うこととして、ビジネス交流商談会を開催し、「食」、「ものづくり」、「海外」、「観光・サービス」といった様々な分野がマッチングできる場を提供することで、地域の資源と・魅力を発掘・発信するとともに、地域間の連携と交流の促進を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

当該地域は、水郷筑波国定公園を構成する霞ヶ浦と筑波山に抱かれていることから美しい景観と温暖な気候に恵まれた豊かな自然環境の中にある。一方で、環境保全については、地球温暖化対策をはじめとして、省エネ・省資源、水質汚濁など公害への対応が、市民や事業者の中で関心が高まっており、重要な社会的課題となっている。このような中、市では環境保全のため、県・事業者等と連携・協力し以下の取組を行う。また、環境保全上重要な地域での整備の実施に当たって、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家

の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

- ・事業所立地の計画段階から周辺環境の影響について地球温暖化対策の推進に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法など関係法令を踏まえた事前協議を行い、環境負荷の少ない工場建設がなされるよう、県と連携し指導・助言を行う。
- ・環境に配慮した取組を実践する事業所を登録する「茨城エコ事業所登録制度」の周知を図り、企業の環境意識を高める啓発活動を行う。
- ・新たな事業所の立地がある場合には、当該事業所との間に協定を結ぶことで、大気汚染や水質汚濁などの公害防止や、良好な景観の形成及び保全に配慮する。
- ・法令違反や公害等が発生した場合は、環境部局等と連携を図り、迅速な対応ができる体制を整え、被害を最小限にとどめるよう努める。
- ・新たな事業所の立地がある場合には、必要に応じて事前に周辺住民に事業所内を公開するなど、事業所と住民が良好な関係を築けるよう指導・助言を行う。
- ・本計画における促進区域に含まれる水郷筑波国定公園の一部区域、昭和48年制定茨城県自然環境保全条例が規定する緑地環境保全地域及びその他環境保全上重要となる特定植物群落や鳥獣保護区域、生物多様性の観点から需要度の高い湿地等においては、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域を含むため上記取組の徹底を通じて、自然環境の保全に十分配慮する。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、茨城県の環境部局との調整を行ったうえで策定したものである。

## (2) 安全な住民生活の保全

県は、安全な社会の実現に向けた取組として、県と市町村、事業者及び県民との連携・協力のもとに推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項や犯罪の防止のために必要な規制を定めた「茨城県安全なまちづくり条例」（平成15年茨城県条例第16号）を制定している。この条例の趣旨を踏まえ、犯罪の防止及び地域社会の安全に資するため、市は、県・事業者等と連携・協力し、以下の取組を行う。

- ・犯罪防止のための環境整備  
促進区域内の道路、公園などの公共施設に、必要に応じて防犯灯や防犯カメラを設置するなど、犯罪の起こりにくい環境整備に努める。
- ・事務所情報の把握  
空き事務所・空き工場及び違法ヤード等が犯罪の温床となることを防止するため、促進区域内の事業所情報の把握に努め、警察署と連携して所有者に管理の徹底を求める。
- ・警察との連携  
犯罪や事故発生時における警察への連絡体制の整備を図る。
- ・地域の防犯活動の推進  
今後とも、地域や行政、警察など関係機関・団体が連携し、地域の事業所の参加・連携も図りつつ、地域に根差した防犯活動のより一層の充実を促進する。
- ・外国人の不法就労の防止  
外国人の雇用については、事業者には就労資格の有無の確認の徹底を要請し、不法就労防止に努める。

- ・地域住民との協議

基本計画に基づく地域経済牽引事業促進に伴う事業環境の整備を図るための措置において、地域住民の生活環境等にかかわるものの実施に当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分聴取することとする。

- ・自主的な生活安全活動の推進

市は「石岡市生活安全条例」（平成 17 年条例第 28 号）、「かすみがうら市生活安全条例」（平成 17 年条例第 108 号）に基づき、行政・市民・事業者・土地建物所有者等が一体となって犯罪・事故の未然防止に努めるとともに、防犯連絡員協議会や自主防犯活動組織の活動を支援するなど、自主的な生活安全活動の推進を図る。

(3) その他

- ・PDC Aサイクルの実施

本計画は、石岡市が令和 4 年 3 月に策定した「石岡市総合戦略」、かすみがうら市が令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における重点プロジェクト等と関連することから、毎年度開催予定の市総合計画審議会における効果検証の中で、本計画と承認事業計画に関連する検討も行き、結果については市ホームページで公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論（土地利用調整の予定なし）

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項  
(本区域は農用地区域を含まない。)

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和 10 年度末とする。

「茨城県石岡・かすみがうら地域基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。